

横浜市水道局委託契約に関する低入札価格調査委員会設置要綱

制 定 平成17年4月1日局長決裁

最近改正 平成20年3月31日局長決裁

(設置)

第1条 横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号。）第2条において準用する横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第21条の2に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うため、横浜市水道局委託契約に関する低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、契約部長をもって充てる。

3 委員は、契約部契約第二課長、発注所管部長その他委員長が指定する職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、契約部契約第二課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約部契約第二課において処理する。

(実施細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。